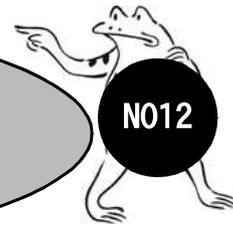


「その支出、ちよつとまったあ！」

すきでんぬきほ

京都・主基田抜穂の違憲訴訟団 通信

2024.3.30



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935

靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付

<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

結論ありきで・不誠実な「判決」

—2024年2月7日—

6月6日（第11回口頭弁論）には、原告2名と学者証人3名に証言していただいた。

高木博志氏（歴史学）は、大嘗祭の諸儀式が服属儀式であり、帝国憲法下の天皇が神になる儀式が継承されていることを明らかにした。

佐々木弘道氏（憲法）は、京都府知事らの大嘗祭関連の諸儀式への参列を違憲とする根拠について以下の証言を行った。天皇代替わり諸儀式に関する憲法問題は、憲法上の政教分離原則と天皇制がクロスする領域で生じている。君主のいない国における国家と宗教を分離する政教分離と、君主の信仰する宗教と国家の関わりの問題に対する政教分離の2つがある。神道指令は前者のみを対象としており、後者には触れていない。大日本帝国憲法から日本国憲法に変わったが、憲法の理念から外れる世襲制の天皇が残された。

横田耕一氏（憲法）からは、政教分離は戦前の弊害を再び生じさせないために制定されていること、裁判所が判決で「社会的儀礼」＝多数者の認識を根拠として宗教との関わりを是認することは、政教分離違反であり、人権侵害であることが述べられた。

上記の証言を受けて、9月8日には最終準備書面を陳述し、以下の点を明らかにした。大嘗祭が天皇の宗教儀式であること。服属儀式として行われてきた形式をそのままの形で施行していること。宗教的存在であることが分かっていながら日本国憲法の実に据えており、君主が統治機構にいてなおかつ宗教的存在でもあるという日本独自の特徴を踏まえ

た政教分離の理解が必要であること。また大嘗祭は慣習化した社会的儀礼ではなく最高裁の目的効果基準に照らしても、目的・効果・過度のかかわり合いにおいて政教分離違反にあたること。「住民の福祉の増進」でも「住民に身近な行政」でもなく地方自治法違反であること。

しかし、2月7日午後2時から言い渡された判決は、私たちの主張に向き合わない、結論ありきのものであった（京都地裁第三民事部 植田智彦裁判長、向健志・大野友己裁判官）。

「教会と国家の分離」を求める政教分離ではなく、「君主の宗教」への対応としての政教分離は、憲法上の規定とは認められないとして斥け、目的効果基準に照らしても「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められ」ないとした。

「戦前の大嘗祭と戦後の大嘗祭でその形式が共通していたとしても、儀式の意味合いはそれを取り巻く社会状況等によって時代とともに変化するものであり、服属儀礼や神聖性獲得という意味合いが引き継がれていることを意味せず、国民主権原理や象徴天皇制に反するとは認められないと判示。

また、現在の大嘗祭に対して、宗教性が極めて高いという主張は一つの見方にすぎないとして、「大嘗祭に一般人が宗教的意義を認めるとは考え難く、天皇の即位に祝意を表すための社会的儀礼との受け止め方が自然である」として、憲法20条が禁じる特

定の宗教の援助、助長および圧迫、干渉にあたらな
いとする。

京都府の関与は宮内庁からの働きかけであって強
制ではなく、京都府の自律的な行為であって、地方
自治法にも反しないとした。

概して、一般人の意識を根拠として「社会的儀礼」
であり違憲ではないとする等、法的な検討がなされ
たとはとてもいえない判決であった。

2月20日に控訴した。

(事務局 永井美由紀)

京都・主基田抜穂の儀参列等違憲 住民訴訟についての声明

本日、京都地方裁判所第3民事部（植田智彦裁判
長）は、原告らの請求を退ける敗訴判決を言い渡し
た。

本件は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に
参列したことは政教分離原則に違反して違憲・違法
であるとして、同儀式への公金支出相当額374,
171円を西脇隆俊に対して損害賠償請求するよう
京都府知事に求める住民訴訟である。

判決は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に
参列したことについて、「本件関与行為の目的は、客
観的にみても、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に
際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に
対する社会的儀礼を尽くすという世俗的なものであ
り、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、
促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。」
と述べて、政教分離原則違反を否定した。大嘗祭は
国家が国費をもって支援した天皇の宗教であることを
を何ら考慮することなく、従来の政教分離が争われ
た訴訟で用いられてきた目的効果論を形式的に用い
て判断している。原告らが提示した新たな憲法解釈
について「傾聴に値すべきものではある」としなが
ら、具体的理由を示すことなく退けており十分な検
討がなされているとは言いがたい。「社会的儀礼論」
に終始して、政教分離原則違反のみならず国民主権
原理違反や地方自治法違反も否定しており、極めて
不当な判決と言わなければならない。

国や地方自治体が安易に宗教と関わるようなこと
は、あってはならない。ましてや、国家の外側の宗
教との関わりではなく、国家自らが行ったに等しい

宗教が問題となっている大嘗祭における政教分離原
則について厳格な判断が必要であることは論をまた
ない。訴訟団は、憲法上の重要な原則である政教分
離原則が貫徹されるべく、引き続き闘い抜く決意で
ある。

2024年2月7日

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団



—判決後記者会見—（解放新聞中央版 3093号より）

天皇陛下のおんために、殺したり死んだり・・・

原告 蒔田直子

裁判の原告にならないかと事務局のYさんに声を
かけられた時、なぜいとも簡単に「やります！」と
答えたのだろう。この裁判が、これまで積み重ねら
れた幾多の政教分離裁判の流れを集大成するよう
な、(おもしろくも大それた)内容だとはその時には
思い及ばず、後の会議の場で議論されていることの
前提さえわからないままに、えらいこっちゃ、自分
がどんなに無知であるかということを知っていくこ
とになった。にわか勉強ではとても追いつかず、こ
れはもう実感と、ふだん使いのコトバについていく
しかないと思い定めた。

35年前「昭和」の終わり際、裕仁天皇死亡前からの
異様な「自粛」や弔意の強制、明仁天皇の即位や、
現天皇(名前、忘れた)の結婚騒ぎに祝意おしつけ、
子どもの学校での日の丸・君が代の強制等のあらゆる
「強制」が、「みんな一緒」をじわじわ強要し、
私の内面を侵害すると感じてきた。現天皇の結婚の
時も、事務局の山内さんたちと「なにがめでたい！」
という女たちの集会、デモをやったものだ。

天皇は敗戦で人間になったはずなのに、世襲の息
子が国家神道と同じやり方で、人間ではない「神」

になる儀式を代替わりの際に行う。どうしてこれが民主主義なのだろう？人間なのに、それ以上のなにか特別な存在になる儀式では、即位の半年も前の主基田選定から宗教儀式を繰り返し、本番の大嘗祭ではアマテラスと共食して「現人神」になるという。真夜中の、真っ暗な、なにやら怪しげな儀式に「国造（クニノミヤツコ）」として京都府知事が当日だけでなく半年間も動員されている。それが税金を使う「公務」であってよいはずがない。

「一連の大嘗祭（天皇家の私的宗教祭祀）儀式に知事が公費で参加するのは違憲である」あたりまえやん、誰にでもわかる。

なぜ違憲でないのか、一審で退けられた理屈は全く意味不明で理解できない。・・・なんや、ごちゃごちゃ言うてるけど、みんな「社会的儀礼」ということにして、まあいいにしてや・・・というただそれだけで、論理というものを一切排除した判決だった。裁判という手立てを踏み、最高の証人をそろえて多方面から論理を尽くしても、判決は何も言っていないのと同じ、恐ろしいほどの空っぽさだった。浮かんだのは、地域の町内会行事の説明で町内会長が「神社のお祭りへの協力金ですが、まあ長年続いているし、宗教というよりおつきあいということで・・・」というのと、裁判の判決が同じことしか言っていないということだ。

●天皇陛下のおんために、殺したり死んだり・・・

京都府への住民監査請求から裁判提訴の2021年、93歳の母はまだ生きていて、70代から20年ちかい認知症の最後の日々だった。娘が誰なのか分からなくなっても、所かまわず大声で言い続けていたのが「みんな、天皇陛下のおんために、殺したり死んだりしたんだよ、まだ天皇やってんのか！」という怒りの言葉だった。母がグループホームでも路上でも大声で叫ぶたびに、わたしは正直びくびくした。どこでもいつでも構わず正しいことを叫ぶなんてすばらしい老いなのに、なぜ自分は意外にも怖気づくのか。どう思われるだろう、ちかくに右翼な男がいたらどうしよう・・・

空襲の下を大八車に病気の兄を乗せて疾走し火傷をしながら生き延びた母は、特攻隊出陣ギリギリの敗戦で生き延びた父と恋愛し、戦後は「職業婦人」になった。ずっと先頭を切って走り続けるように忙しく生きて、退職と同時に認知症を発症した。「ほ

んとにみんなおバカだったわね、神様だと思わされていたんだから」と話すことはあったけれど、最後に残った深い怒りはこれだった。同世代は殺し殺される戦争に動員されて帰らず、友が機銃掃射や空襲の下で無惨に殺された母の10代を真剣に考えたことがあったらどうかと、「天皇まだやってんのか！」を叫ぶ母のそばにいて身に沁みた。この母の看取り期と裁判がちょうど重なり、親世代の10代までを支配し、「天皇陛下の御ために」死ぬことを人生の目的にさせたカルト（としか言いようがない）の正体をつかみ、敗戦後もやめることなくずるずると続いているそれから足を洗いたいと心から思った。母のようにはっきり言おう、敗戦後79年を「民主主義的」リニューアルしながら生き延びたのは、戦争遂行を可能にした国家神道天皇教カルトだ。

●齋田になりたい・・・

生き延びている、と実感させられる出来事も起こった。米軍基地の反対運動に参加し、安全な食べ物の自給を求めて農業に向かった若い人が「抜き穂の儀の齋田になりたい」と、一所懸命働きかけたと聞いてとても驚いた。古来へのあこがれだろうか、天皇に「服属する諸豪族」の献上米を育てる農民になりたいだろうか？オーガニックな農や手仕事、アートで暮らしをたてようとするような誠実な若い人たちが、その土地の土着の神を感じ、惹かれる感性はなんとなくわかる。でも、それがなぜ国家神道の天皇教になんの疑問もなく流れていくのか、まるでそれが「自然」であり、太古から続く心性であるかのように絡めとられていくことに危機感を感じ、その人たちと話し合う回路が欲しいと思った。

裁判での学者証人の高木博志さんの証言を聴き、大嘗祭の諸儀式が服属儀礼であり、大日本帝国憲法下の、天皇が神になる儀式が継承されていることを、少しは私も説明できる気がする。大嘗祭という儀式が連続と途切れることなく続いてきたわけではなく、大日本帝国憲法下で整備された皇室神道というべきものだという事。「伝統」と思われていることの正体を、齋田になりたい人にも伝えていけたらと思う。

●天皇陛下とキリストと

裁判の間何度も思い出し、忘れてはいけないことがある。在日コリアンの集住する東九条で、戦争中

に潰された教会が1970年代後半に大韓キリスト南部教会として再建された。その時に、かつて特高に捕らえられ拷問された在日一世の長老が語っておられたこと。「天皇陛下と、お前らが信ずるキリストと、どちらが偉いのか言え」と繰り返し激しい暴力を加えられ痛めつけられた。死をかけたほんとうの「踏み絵」だ。死を覚悟しながら知恵を働かせ「天皇陛下と、私が信ずるキリストを、あなたが比較するのは不敬ではないか？」と問い返し、その気迫に圧されたのか、難を逃れて生き延びられたという。語ってくださった慈愛に満ちた長老のお顔が浮かんでくる。

国家神道は、ほかの宗教を持つものを脅かし、植民地にされた人々に強要されてきた加害の宗教であり、実際に命を奪ってきた恐ろしい暴力性に満ちたものだ。そのことこそを、今一度肝に銘じたい。「信教の自由」などは一瞬で打ち砕かれる。その残滓（といえるのか）からいつまでも自由になれない自分たちが、まずは呪縛から自由になるために、控訴審での新しい一歩を張り切って踏み出したいと思う。

〈了〉



「以下判決要旨は裁判所が当日用意し、植田智彦裁判長が読み上げたものです」

第2号違法公金支出金遅還請求事件

【判決要旨】

原告らの請求をいずれも棄却する。

【事案の要旨】

本件は、京都府の住民である原告らが、当時の西脇京都府知事等が令和元年に行われた天皇の代替わりの儀式である大嘗祭に関連する行事に参列したことが憲法の政教分離原則等に違反するのでその給与や旅費が京都府の公金から支出されたことは違法な財務会計上の行為に当たると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づいて支出された給与及び旅費相当額合計37万4171円の損害賠償請求等をすることを求める住民訴訟である。

【理由の要旨】

以下、主な争点ごとに理由の要旨を説明する。

1 政教分離原則に違反するか

原告らの主張は、憲法の定める政教分離原則には、いわゆる「教会と国家の分離」としての政教分離原則

Aと、「君主の宗教」問題に対する処方箋としての政教分離原則Bの2種類があるという考え方を前提としている。

原告らの主張する政教分離原則Bの規範の内容は、皇位にある人（天皇）による「君主の宗教」の実践に国や地方公共団体等の「公」が関与することは、憲法上一切禁止されるというものであり、本件では、政教分離原則Bが適用されるべきであり、西脇府知事等の関与行為は、まさに天皇による「君主の宗教」の実践に京都府が関わり合いをもったものであるから、政教分離原則Bに違反するというのが原告らの第1次的な主張である。

これに対して、被告は原告らが主張する政教分離原則Bが憲法上定められていること自体争っている。

当裁判所は、原告らの前提とする政教分離原則Bの考え方自体は憲法の解釈論として傾聴に値するものであるが、原告らが主張する憲法制定の歴史的経緯や憲法4条がその根拠となるという解釈論に照らしてみても、憲法上それが定められていると解釈することはできないと判断した。

また、原告らは2次的に政教分離原則Aを本件に適用し、判例理論であるいわゆる目的効果基準によってその違反の有無を判断しても西脇府知事等の関与行為は政教分離原則に違反するものであると主張するが、当裁判所は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法20条3項により禁止される宗教的活動には当たらないと判断し、政教分離原則違反は認められないと判断した。

2 国民主権原理等に違反するか

原告らは、古代から戦前までの大嘗祭は服属儀礼としての性格をもっており、令和元年の大嘗祭にもその形式が引き継がれている以上、服属儀礼としての性格も引き継がれているから、国民主権原健や象徴天皇制（憲法1条）に反する旨主張する。

当裁判所は、戦前の大嘗祭と戦後の大嘗祭でその形式が共通していたとしても、儀式の意味合いはそれを取り巻く社会状況等によって時代とともに変化するものである以上、戦後の大嘗祭にも服属儀礼としての意味合いや天皇がアマテラスと一体化して神聖を獲得するという意味合いが引き継がれているこ

とを直ちに意味すると考えるのは相当ではなく、西脇府知事等が関与した大嘗祭関連行事各儀式が国民主権原理や象徴天皇制に反するとは認められないと判断した。

原告らは、各儀式は国事行為ではなく、天皇の私的行為であるのに国や京都府がこれに関与し支援したことは憲法に違反する旨主張するが、当裁判所は西脇府知事等の関与行為は社会的儀礼として行われたものにすぎず、支援の態様も受動的なものであることなどからして憲法上許容される程度のものであり、憲法に反するものではないと判断した。

3 地方自治法2条2項の「事務」に該当するか

原告らは、新天皇が神聖性を獲得し、神となるための宗教儀式である大嘗祭は住民の権利利益の実現又は確保とは何の関連性もなく、京都府住民に身近な行政ということではできないなどと主張するが、当裁判所は、大嘗祭には宗教的意義のみならず皇室の伝統行事としての意義があり、関与行為が公共団体の長その他の執行機関がする交際として許される程度のものであって、京都府の事務に含まれるものとして許容されると判断した。

2024年2月7日

2024年1月31日東京地裁で「即位・大嘗祭違憲訴訟」の判決言い渡し 秒殺判決、憲法判断なし、内容なし

1月31日、東京地裁で「即位・大嘗祭違憲訴訟」の判決が言い渡されました。ほんの5秒ほどの言い渡し！秒殺判決の抜粋です。「政教分離原則を定める憲法の規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由を直接保障するものではなく……国家と宗教との分離を制度として間接的に信教の自由の保障をしようとするものであって……政教分離原則に違反した国の行為が直ちに私人の信教の自由を侵害したということもできない……」

抗議声明・「即位・大嘗祭違憲訴訟（国家賠償請求裁判）」不当判決に抗議する

本日、東京地裁民事第6部・中島崇裁判長は、「即位・大嘗祭違憲訴訟」の国家賠償請求事件部分に対し、棄却判決を言い渡した。

私たちはこの不当判決に対して強く抗議するものである。

私たちが提起した本訴訟は、2019年に強行されてしまった「即位の礼・大嘗祭」をはじめとする一連の天皇の「代替わり」儀式が、日本国憲法の政教分離、主権在民原則に対する重大な違反行為であることから、「納税者基本権」と「基本的人格権」に基づいて、一連の儀式への違法な国費支出差し止めと、当該儀式がもたらす人格権侵害に対する国家賠償を求めて、2018年に提訴したものである。これに、「代替わり」関連の儀式である2020年の「立皇嗣の礼」についても新たに提訴し、本訴に併合された。

しかし裁判所は、私たちが一体のものとして提起した裁判を勝手に分離し、とりわけ「納税者基本権に基づく差止訴訟」部分に関しては、一度の口頭弁論も開かれないうまま、却下・棄却させられてしまった。そして、「人格権に基づく差止訴訟」部分も棄却され、残りの「国家賠償請求」部分の判決が、本日言い渡されたのである。

私たちは、何よりも国の行為について住民訴訟を提起できないことは、法の欠陥といわなければならない。

国側は、本件諸儀式は「個々の国民」に向けられたものではなく、たとえ宗教的感情を害するものであったとしても、「具体的権利侵害」はないとする。諸儀式が個々の日本国に居住する人間に向けられたものでないならば、なぜかのように多額の国費を費やしてこのような儀式を行なう必要があるというのか。儀式を行なう側は、その効果を認識しているからこそ行なうのである。

政府の式典委員会は「各式典が、国民こぞって寿ぐ中でつつがなく挙行できるよう」に協力を求めていたし、儀式を賛美する言論はメディアを通して報道され続けた。社会的な同調圧力が大きく作りだされたのであり、まさしく祝意は強制されたのである。

こうした国の行動を規制することが裁判所の本来の役割であるにも関わらず、裁判所は国の主張をそのまま追認し、内容に踏み込まず形式的な判断を下した。

我々は、本件不当判決に対し強く抗議するとともに、あらためて裁判所の真摯な対応を求め、さらに闘っていくことを宣言する。

2024年1月31日

即位・大嘗祭違憲訴訟の会
即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団

インフォメーション

【各催しとも 詳細は同封チラシ参照】

- * 「アジアから問われる日本の戦争」展／会場：阿倍野市民学習センター（入場無料）
4月27日（土）10時～20時/4月28日（日）10時～16時
- * 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟・公開学習会『皇室は宗教とどう向き合ってきたのか』
5月11日（土）13時30分開会～16時／会場：エルおおさか5F視聴覚室（大阪・天満橋）
講師：原 武史さん（政治学者）／参加費：1000円／主催：京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団
- * 第36回政教分離訴訟全国交流集会&第35回自衛官合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会
5月31日（金）13時～・6月1日（土）9時～／会場：日本基督教団宇部緑橋教会
- * 第42回政教分離を守る北海道集会（北海道方面の皆さん、ぜひ参加を）
6月9日（木）18時～／会場：旭川トーヨーホテル（市内7条7丁目）
講師：山内小夜子さん（元真宗大谷派教学研究部研究員、元真宗大谷派解放運動推進本部委員）
特別報告：小寺卓矢さん「町内会による神社祭典費徴収問題」についての特別報告

会計報告

京都・主基田抜き穂の儀違憲訴訟の会（2023年1月～2023年12月）

サポーターの支え、感謝です。ありがとうございます。

収入		内訳	支出		内訳
会費・カンパ等	718,000	会費・カンパ	弁護士費用	859,970	着手金等
集会参加費	56,200		裁判関連費用	409,549	意見書等
雑収入	7,584	物販・銀行利息等	ニュース・チラシ等	88,981	印刷、紙、送料等
			事務費	86,792	事務所費等
			会場費等	105,629	集会会場費等
			雑支出	7,204	
今年度収入合計	781,784		今年度支出合計	1,558,125	
前期繰越金	819,031		今期繰越金	42,690	
合計	1,600,815		合計	1,600,815	
借入金	650,000	4名分	正味残高	-607,310	

緊急カンパ
要請

お金がありません！控訴審に向け緊急カンパのお願い。

上記の会計報告をみてのとおり、借入金でなんとかやり繰りしています。借金財政とは言え、京都地裁判決を受け入れるわけにはいきません。2月20日私たちは控訴しました！現在控訴理由書作成に奮闘中です。夏頃には大阪高裁で控訴審の口頭弁論も始まります。

今年の夏頃には大阪高裁で口頭弁論が始まります。郵送料の値上げも報道されています。訴訟団は益々逼迫です。

サポーター引き続き募集中 年会費 一口 1,000円
郵便振込口座番号 00980-8-35073 加入者名 靖国抗議アジア訴訟団
*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。
別途要領収証の場合は通信欄に明記ください。



サポーター募集してま～す！

知事参列と政教分離問う

皇位継承儀式巡る訴訟きょう判決

「差別の歴史に天皇制」

2019年にあった天皇の代替わり儀式に西脇隆俊知事が参列したことは、憲法の政教分離原則と国民主権原理に違反している。そう訴えた住民訴訟の判決が7日、京都地裁である。

(下地毅)



朴美さん

原告・朴さん

南区的朴美さん(80)は昨年8月、京都地裁の法廷に立ち、亡母の生前のしくきを裁判長に向かって訴えてきた。右手の拳で胸をどんとたたき、「なんの運命かと泣きさげんでいました」と証言する声はふるえていた。朴さんが原告になった理由は、「このオモニ(母墓)の墓哭を忘れることはできないからだ。オモニの呉禮礼さんは1

928年、朝鮮半島から東九条にきた。黄芝と差別に襲われて、10人の子どものうち3人に先立たれた。夫も戦後すぐに47歳で死んだ。黄芝の底がぬけた日々、オモニは「なんの運命か」と朝鮮語でよく叫んだ。その意味を、子どもころの朴さんはわからなかった。

朴さんの少年時代の夢は「日本人になること」だった。就職の内定を取り消されて姉が自殺を2度試みたことは、一家がうけた差別のほんの一例だ。差別にさらされて、朴少年は「差別される側」の「朝鮮」を憎んだ。冬の鴨川や高瀬川で砂利をすくう日雇い仕事に疲れきったオモニは、日本語はたどたどしくて字も読めず、消してしまいたい「朝鮮」そのものだった。わが子から「なんで朝鮮人にうんだんや」と罵罵されたとき、オモニの胸のうちにどのような悲哀がひろがっていたのだろうか。

伏見区の里中悦子さん(88)は、訴訟をささえる事務局として、天皇の代替わり儀式「大嘗祭」に西脇知事がどう関わったのかを調べた。情報公開請求で取りよせた文書を見て、「うち

の名前も書けないのか」と怒鳴られたとき、居あわせた恩子が黙って逃げていったことは、オモニにとってとれただけなじめなことだったのだろうか。自分たち子どもも「差別の原因だったこと」に思い至ったときから、「だからよいいにオモニはつらかったの

「はべらせるため」に怒り 原告団支える里中さん

ら知事になにをさせんねん」と思った。府の自動車運行伝票や知事日程によると、知事は2019年11月14日夕方に皇居に着き、日付をまたいであった「大嘗祭の儀」に参列した。報道などによると、参列者は吹きさらしのテントの下の様子に座り、使い捨てカイロで寒風に耐えた。神殿の奥での儀式は秘事だから天皇が何をしていたのかの解説もなかった。知事が皇居を退出したのは15日午前4時30分だった。

里中さんは「知事は寒かったらどうな」とも思った。記録を眺むかぎり、宮内庁から呼びつけられ、寒空の下に座らせるだけの存在としてあつかわれていた

知事参列を問う住民訴訟 皇位継承にともなう大嘗祭関連の儀式に西脇知事らが参列したことは違憲・違法だとして、府民12人が府を相手取って2020年11月に提訴した。

原告側は、大嘗祭でつかう新米を収穫する南丹市での「主皇彦山田稚麻の儀」や、その米を神にそなえる大嘗宮の儀は宗教儀式そのものだと指摘する。諸儀式に知事や府幹部らが参列したことは憲法の政教分離原則に反するとして、かかった交通費や人件費など約30万円を知事に請求するよう求めている。

府側は、大嘗祭は皇室の伝統儀式であり、天皇の即位を祝う社会的儀礼として参列したので違憲ではないと反論している。



皇居からの退出は午前4時半だったことを示す知事日程文書

だろ」と考えて朴さんは苦しい。朴さんが日本名の「新井」を捨てて本名の「朴」を名のと決めたとき、「差別されたらどうするか」と反対したのもオモニだった。2003年に96歳で亡くなった。差別の歴史をたどるとき「歴史を繰り返さない」と訴えている。

としか考えられなかった。「もうね、悲しいよな。情けないよな。明治憲法の時代は終わって今は新しい憲法のもとで主権在民のはずです。はべらせるためだけに私たちの代表でもある知事が使われたことがひかつくんですよ」



すきでんぬきほぎ
京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟
公開学習会

『皇室は宗教とどう向き合ってきたのか』

講師:原 武史さん(政治学者)

私たちは、「令和」の大嘗祭に関連する儀式（抜穂の儀・大嘗宮の儀）に京都府知事や公務員が公費を使って参加することは、信教の自由や政教分離原則に反するとして「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」を闘ってきました。去る2月7日京都地裁判決は、私たちの主張に向き合うことなく、「社会的儀礼」とか「一般人の宗教意識」に基づく中身の無いスカスカの内容でした。私たちは当然、控訴いたしました。今年の夏頃には大阪高裁での口頭弁論が始まります。

この裁判は、私たちの基本的人権や市民権が侵害されていることに対する異議申し立てであると同時に、これらの「自由」から、彼ら（皇族）も排除されており、この状態を糾すことは、自らの権利を守ることと同時に、個人として人間としての責務であると考えたからです。

天皇の宗教は神道（皇室神道）と思われていますが、京都東山区にある泉涌寺（真言宗）には、鎌倉時代から江戸時代にかけての天皇の墓がずらりと並んでいます。天皇家の菩提寺だったこの寺は「御寺（みでら）」と呼ばれていました。天皇が寺から完全に分離され、仏教色を廃した天皇陵に祀られるようになったのは、実は明治以降です。

今回の学習会では明治期以降、皇室がどう宗教と向き合ってきたのか、原武史さんに学びたいと思います。みなさまご参加ください。

日時：5月11日(土) 午後1時30分開会～4時30分
開場 (午後1時)

会場：エルおおさか5F 視聴覚室 (大阪・天満橋)

参加費：1000円 (学生・障がい者等500円)

*リモート参加申し込み↓ 締め切り5月10日

<https://forms.gle/rumucnWNQjdmrnKv7>



原武史 政治学者・法学者。明治学院大学名誉教授、放送大学客員教授。専攻は日本政治思想史。著書『昭和天皇』（司馬遼太郎賞受賞）『満山コミュニティー九七四』（講談社ノンフィクション賞受賞）『「民都」大阪対「帝都」東京』（サントリー学芸賞受賞）『大正天皇』（毎日出版文化賞受賞）『歴史のダイアグラム』『皇后考』『「昭和天皇実録」を読む』『地形の思想史』『「線」の思考』『戦後政治と温泉』など多数。



主催 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

連絡先：大阪府中央区内淡路町1丁目3-11-402 TEL06-7777-4935

今年の夏には、
大阪高裁で口頭弁論が
始まります。
ぜひご注目ください!